

IV

景観づくりの推進体制

第11章 良好な景観の
形成のための
推進体制

第11章

良好な景観の形成のための推進体制

第5章から第10章の景観法に基づく指定の方針に加えて、良好な景観の形成を推進するための必要な事項として以下について取り組みます。

(1) 市の取り組み**① 景観審議会の設置**

景観計画の変更や景観形成地区、景観重要建造物・樹木の指定などについて審議を行うため、学識経験者、関係団体等を代表する者、市民などから構成される景観審議会を設置します。審議会の委員はそれぞれの専門的な立場から審議を行います。

② 景観アドバイザーの活用

景観計画の実効性を高め、より質の高い建築物等のデザインを誘導するためには、専門家等による助言などが必要不可欠です。このため、建築等行為の事前の相談や事前協議等を行う際の専門家等を「景観アドバイザー」として位置づけ、景観アドバイザーリスト制度を創設します。

③ 啓発活動の推進と景観づくりの取り組み支援

市民・事業者等への啓発活動等の推進により意識の高揚に努めるとともに、市民・事業者等の景観づくりの取り組みに対する表彰制度の創設、景観形成のルールづくり等への支援、景観形成地区等における景観づくり等に対する支援・助成制度について検討します。

④ 庁内の横断体制による取り組み

連携のとれた景観行政を推進するため、庁内の横断的な組織体制により、景観計画における施策・事業に取り組みます。

⑤ 関係機関への協力要請

周辺住民の協力によるフェンスや清掃等の管理など古市古墳群への立ち入り、古市古墳群周辺の周遊路やネットワークする回遊路の整備など、国、府等が管理・実施する公共事業、及び電力会社等が実施する公益事業等については、市と共通の理念と目標をもって景観づくりを進めるよう、関係機関に対して協力を要請していきます。

(2) 地域主体の景観づくりと仕組みの構築**① 協定制度の活用・検討**

市民が、地域で景観づくりのためのルールを定め、そのルールを将来にわたって守り続けていくための仕組みとして、法に基づく景観協定^{*1}があります。

*1 景観法の規定に基づくもので、景観計画区域内の一団の土地の区域について、土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を協定する制度。

景観協定は、地域住民自らが地域の実情に応じた取り決めを行い、景観行政団体^{*2}の長が認可することにより、法的な効力をもつ協定です。本市では市民による景観協定制度の活用・検討を促進します。

② 協働の景観づくりの仕組みづくり

市民・事業者等が主体となって取り組む景観協定制度や景観形成地区の指定等を促進するためには、市民・事業者等と行政による協働の景観づくりの仕組みづくりが必要です。

市においては、市民・事業者等による景観のルールづくりの流れを示すとともに実効性あるものとするため、地域の景観まちづくりを担う景観まちづくり推進団体の設立・申請に向け、以下のステップを基本に、市民・事業者等の景観意識の高揚に努めます。また、景観づくり勉強会等の開催、地域の要請に応じて開催する懇談会やワークショップ等の取り組みと併せ、コーディネーター^{*}や景観に関する専門家の派遣等の支援を検討します。



^{*2} 景観行政を担う主体で政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議により景観行政団体になることが可能。

* 物事を調整する役割を担い、住民間や住民と市役所とのつなぎ役などを行う専門家のこと。

協働の景観づくりの役割分担

STEP 1

景観意識を高める

市民・事業者等の役割

広報紙やホームページの閲覧、景観シンポジウムや勉強会等に積極的に参加し、景観意識を高めます。

市の役割

広報紙やホームページの活用、景観シンポジウムや勉強会等を開催し、景観意識の啓発を推進します。

STEP 2

地区景観の現状と課題を把握する

市民・事業者等の役割

懇談会やワークショップ等の開催を市役所に要請し、コーディネーターの進行のもと、地域景観の現状や課題を把握します。

市の役割

地区の要請に応じて、懇談会やワークショップ等を開催し、会議の進行を円滑に進めるコーディネーターの派遣等の支援を行います。

STEP 3

地域景観の方向性を共有する

市民・事業者等の役割

懇談会やワークショップ等において、地区景観の将来像、方向性等を共有し、これまで話し合ってきた内容を計画書として取りまとめます。

市の役割

地区の景観づくりの計画書づくりを支援します。

STEP 4

景観まちづくり推進団体の設立・申請(認定)を行う

市民・事業者等の役割

計画書の内容を法的に担保するため、計画を提案する団体(景観まちづくり推進団体)を設立し、市役所に申請します。

市の役割

計画を提案する団体の申請を受け、景観まちづくり推進団体の認定を検討します。

STEP5**地区景観のルールづくりを検討する****市民・事業者等の役割**

景観まちづくり推進団体の認定を受け、地区的建築物や工作物等について、専門家の意見等を聞きながら、景観形成基準等のルールづくりを検討します。

市の役割

地区景観のルールづくりに関し、他都市の事例や制度の紹介、専門家の派遣等の支援を行います。

STEP6**景観づくりを提案する****市民・事業者等の役割**

ルールづくりの検討結果を踏まえ、景観形成地区の指定内容や景観協定等について市役所に提案します。

市の役割

景観まちづくり推進団体による景観形成地区の行為の制限や景観協定等の提案を受け、その判断を推進団体に通知します。

STEP7**景観計画への位置づけ・景観まちづくりの実践****市民・事業者等の役割**

提案内容を踏まえた景観計画に基づき、地区的良好な景観形成に向けて、地区住民等が協力しながら、景観づくりを実践します。

市の役割

提案内容の認定を踏まえ、景観計画の変更を行います。また、地区的景観づくりの実践に関する連絡して、必要な支援を検討します。

(3) 景観計画の適切な進行管理と見直し

景観計画については、今後、市民・事業者等の景観意識の醸成と併せて、景観形成地区指定の促進や景観協定など、藤井寺らしい景観の形成に向けて、その内容をさらに充実させていく必要があります。

また、中長期(概ね10年)をめざした計画に位置づけられた施策・事業については、その進捗状況を把握しつつ、今後見直しや新たに策定される上位計画や関連計画との整合を図る必要があります。

このため、計画目標の中間年である5年後を目安に、景観審議会等の活用による施策・事業等の評価・検証など、適切な進行管理を行います。また、世界文化遺産登録など本市を取り巻く情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

